

学級編制の仕組み

公立の小学校と中学校の学級編制は
どのような仕組みで決められているのでしょうか？

野川 孝三（教育総研特別研究員）

学級編制はどこで決定されているのか

国（義務標準法）	都道府県教育委員会	市町村教育委員会
学級編制の「標準」を設定	国(義務標準法)が定める標準をふまえて、学級編制の「基準」を設定	都道府県教委が定める基準をふまえて、学校の児童生徒の実態に応じ、柔軟に学級を「編制」する

※政令市教委は、国(義務標準法)が定める標準をふまえ、学校の児童生徒の実態に応じ、柔軟に学級を編制する。

※義務標準法：正式名称は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」

国（義務標準法）の学級定員標準の人数を下回って、学級を編制することはできるのか？

→可能。

そのため、標準よりも少人数でクラスを編制している自治体もある

現在、国（義務標準法）では、段階的に小学校6年生まで35人学級とすることがすすんでいる。国の定めは「標準」であるので、都道府県教委がこれを下回る人数で学級編制の基準を定めたり、市町村教委が下回る人数で学級編制することは可能となっている。実際に、中学校を35人学級に編制したり、小学校を30人学級に編制している自治体がある。なお、国の定めの人数を上回っての編制はできない。

※国の標準よりも少人数で学級編制する場合の教員配置は、国の「指導方法工夫改善加配」を利用した措置のほか、自治体の単独予算での措置となる。

学級編制を決定する基準の日と決定する主体について

各学校は、子どもの人数によって学級数を確定しなければならないが、その決定する基準日はいつになるのか、それを決定するのはどこなのか？

- ・義務標準法により、市町村教委が学級を編制することになっている。
- ・市町村教委が学級を編制するが、教職員の給与を負担する都道府県教委（政令市を除く）が学級編制の「基準」を設定する。給与を払う教職員の定数を決定しているのが都道府県なので、市町村教委が行う学級編制も大方は都道府県の基準通りとなっている（市町村の費用で教員を雇用して県の基準と異なる学級編制とすることはできる）。
- ・義務標準法自体には、学級編制を確定する基準の日の定めはない。ただし、義務教育費国庫負担金は、毎年5月1日時点で、義務標準法で算定した教職員数で算定される。
- ・義務教育費国庫負担金の算定の5月1日を、都道府県教委が定める学級編制の基準日としなくても構わないということになっている。

↓

実際にはどう運用されているのか？ A 県の事例

A 県では、県教委が小中学校の学級編制の基準日を4月5日としている。この県では、4月5日で確定した学級が、5月1日までの間に子どもが減って、義務教育費国庫負担金上は学級を減ずる必要があっても、減じないで、その分は、県の単独予算で教職員数を維持する。

逆に、5月1日までの間に子どもが増えて学級数を増やせる場合には、当該の市町村教委や学校の意向によって、増やすか、4月5日時点のままにするかが可能となっている。

学級「へんせい」は「編成」か？「編制」か？

35人や40人で学級を「へんせい」とする場合の「へんせい」に使う漢字は、「編成」なのか「編制」なのか？

「編制」は、団体の任務の達成に適する組織を定めることをいう。よって、**大勢の子どもをいくつかの単位に区分する学級へんせいは「編制」**を使う。義務標準法も「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」と「編制」となっている。

なお、時間割は、各々の教科の内容を、一日あるいは一週間単位に組み立てるものなので、「時間割を編成する」と「編成」を使う。

また、「編成」は個々バラバラのものをまとまりのある全体に組織する場合に用いられることから、たとえば、習熟度別に学級をへんせいする場合は「編成」である。

.....

今回は、教職員定数の仕組みを解説します。